宇佐市パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓制度

令和6(2024)年4月1日から導入します。

宇佐市では、全ての人の人権が尊重され、性自認・性的指向にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するため、令和6(2024)年4月1日から「宇佐市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始します。

宇佐市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは?

同性カップル等、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを 約したお二人が、パートナーシップの関係にあることを市に届け出ることができる制度 です。

また、お二人にお子様がいらっしゃる場合、併せて届け出ることができます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力(相続、税金の控除など)が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう、市が応援するものです。

制度を利用できる人

届出をされる方は、次の要件を全て満たす必要があります。

- ・成年であること。
- ・双方又はいずれか一方が宇佐市民、または、宇佐市へ転入予定であること。
- ・配偶者がいないこと。
- ・他の方とパートナーシップ・ファミリーシップの関係にないこと。
- ・民法で規定する婚姻できない続柄(近親者等)でないこと。 ※ただし、養親子間のうち、同性間でパートナーシップの関係にある場合を除く。
- ・パートナーシップ関係にある方の子であって生計が同一であること。 ※証明にお子様を含める場合。

全市民・事業者等の皆様へ

宇佐市は、人権尊重を基本原則とする日本国憲法の精神に則り、誰もが自分らしく生きることができる地域社会を建設する目的から本制度を創設します。

ただし、本制度は宇佐市が内部規定である要綱として定めるものであるため、実社会における法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

本制度を十分に機能させ、その目的を達成するには、皆様のご理解・ご協力が必要不可欠です。皆様におかれましては、地域社会のあらゆる場面で本制度の推進にご協力下さいますようお願いします。

また、本制度を利用する方から「受領証」を提示された際は、その事実を本人の同意なく第三者へ口外しないで下さい(「アウティング」という人権侵害行為となります)。

制度ご利用の流れ

来庁・電話・メールで手続きの予約



宣誓希望日の7日前までに予約

宣誓日の調整



担当者と宣誓日時の調整や 必要書類の確認

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓



お二人で来庁の上、宣誓書に署名

内容確認



提出書類の確認及び本人確認

宣誓書受領証の交付

■宣誓に必要な書類

【所在地の確認できる書類】

・住民票の写し(住民票記載事項証明書)、転入の場合は転出証明書等

【配偶者がいないことを証する書類】

·戸籍抄本等

【本人確認書類】

・マイナンバーカード、運転免許証、 旅券(パスポート)等

問合せ先

宇佐市役所人権啓発·部落差別解消推進課

所在地:大分県宇佐市大字上田1030番地の1宇佐市役所本庁舎3階

電話:0978-27-8122

※午前8時30分から午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

FAX:0978-27-8233 E-mail:jinken07@city.usa.lg.jp

宇佐市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード

(表面)

(裏面)

宇佐市は、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会 の実現をめざしています。

この受領証は、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人のパートナーシップを尊重することで、互いを人生のパートナーとしていきいきと輝き活躍されることを期待しています。

受領証の掲示を受けた方は、この趣旨を十分ご理解くださいますよう お願いします。

子の氏名/特記事項/